第三十九条の十三第二十九項中「同号の非居住者が所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者のいずれに該当するかに応じ当該非居住者のこれらの規定に定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる」に、「法第六十六条の五第五項第九号の外国法人が法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該外国法人のこれらの規定に定める」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる」に改め、同条第三十項及び第三十一項を削り、同条第三十二項を同条第三十項とする。

第三十九条の十三の二第一項中「第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項」を「第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項及び第五項」に改め、「（同条第十項において準用する場合を含む。）」及び「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第六十二条の五第五項」を「、第六十二条の五第五項及び第百四十二条の四第一項」に改め、同条第十六項中「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる」を「同項第五号に規定する恒久的施設を有する同項第一号の二に規定する」に、「法人税法第百四十一条第一号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、「第十八項」の下に「及び第二十二項」を加え、同条第十八項及び第十九項中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条第二十項中「法人が」を「内国法人が」に改め、同条第二十一項中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22　法第六十六条の五の二第九項第一号ロに規定する政令で定める金額は、法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に、当該外国法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額（同項に規定する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子の額に限る。）の当該外国法人の当該事業年度の支払利子等（法第六十六条の五の二第二項に規定する支払利子等をいい、法人税法第百四十二条の五第一項に規定する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子に限る。）の額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の十五第一項第四号ハ及びニ中「又は同条第九項」を削る。

第三十九条の十八第八項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十四項」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中「国外所得金額」を「調整国外所得金額」に改める。

第三十九条の二十二第二項中「第六十六条の十一第一項第六号」を「第六十六条の十一第一項第五号」に、「第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第七号まで」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号を同項第五号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第六号とし、同項第十二号を同項第七号とし、同項第十三号を同項第八号とし、同条第三項中「第六十六条の十一第一項第六号」を「第六十六条の十一第一項第五号」に改め、同条第四項中「第六十六条の十一第一項第六号」を「第六十六条の十一第一項第五号」に、「第二項第十号又は第十三号」を「第二項第八号」に改める。

第三十九条の二十四第二項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第三十九条の二十八の二の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第三十九条の二十八の三　法第六十七条の五の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第十四条の八第三号中「帰属事業年度」とあるのは「帰属事業年度）」とあるのは「帰属事業年度）（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同令第百二十五条第一項中「提供の日」とあるのは「提供の日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」と、「おいて同項」とあるのは「おいて法第六十三条第一項」と、同令第百二十七条中「引渡しの期日」とあるのは「引渡しの期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

第三十九条の三十を次のように改める。

第三十九条の三十　削除

第三十九条の三十一第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（」を削り、「第六十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併」を「（適格合併」に、「移転である場合における同項」を「資産の移転に係る部分に限る。）」に改め、「に限る。）」及び「当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（」を削り、「第六十条の二第四項」を「第六十条の二第五項」に改め、同条第六項第一号中「の承継」の下に「（外国法人にあつては、組合契約又は信託がロに掲げるものからイに掲げるものとなることを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　組合契約に係る組合事業による利益の額若しくは損失の額又は信託に係る前項第二号イに規定する信託帰属損益額が当該外国法人の恒久的施設に帰せられる場合における当該組合契約又は信託

ロ　イに掲げるもの以外のもの

第三十九条の三十一第十項中「他の者に」の下に「対する」を、「の承継」の下に「（外国法人にあつては、当該組合契約又は信託が第六項第一号イに掲げるものから同号ロに掲げるものとなることを含む。）」を加える。

第三十九条の三十二第一項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（」を削り、「第六十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併」を「（適格合併」に、「移転である場合における同項」を「資産の移転に係る部分に限る。）」に改め、「に限る。）」及び「当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（」を削り、「第六十条の二第四項」を「第六十条の二第五項」に改め、同条第三項第一号中「の承継」の下に「（外国法人にあつては、有限責任事業組合契約がロに掲げるものからイに掲げるものとなることを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　有限責任事業組合契約に係る組合事業による利益の額又は損失の額が当該外国法人の恒久的施設に帰せられる場合における当該有限責任事業組合契約

ロ　イに掲げるもの以外のもの

第三十九条の三十二第六項中「他の者に」の下に「対する」を、「の承継」の下に「（外国法人にあつては、当該有限責任事業組合契約が第三項第一号イに掲げるものから同号ロに掲げるものとなることを含む。）」を加える。

第三十九条の三十二の三第十三項を同条第十四項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第六十七条の十五第一項第二号ト」を「第六十七条の十五第一項第二号チ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第六十七条の十五第一項第二号トに規定する政令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条各号に掲げる資産とし、同項第二号トに規定する帳簿価額として政令で定める金額は、同号トの事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表に計上されている法第六十七条の十五第一項第二号トに規定する政令で定める資産の帳簿価額の合計額とし、同号トに規定する総額として政令で定める金額は、当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額とする。